

令和3年5月28日（金）

報道関係資料

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（令和3年4月分）
- 2 令和3年度全国安全週間の実施について
～持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場～
- 3 新型コロナウイルス感染症に関する福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
(令和3年5月時点)



厚生労働省

福岡労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年5月28日

【照会先】職業安定部 職業安定課

課長 伊藤 欣文

地方労働市場情報官 木田 雄一

(直通電話) 092 (434) 9801

雇用失業情勢（令和3年4月分）について

概要

■ 現下の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが見られるものの、厳しさが見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。

- ・有効求人倍率（季節調整値）は1.03倍で、前月を0.01ポイント上回った。

有効求人数（季節調整値）は前月に比べ3.5%増加した。

有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ2.3%増加した。

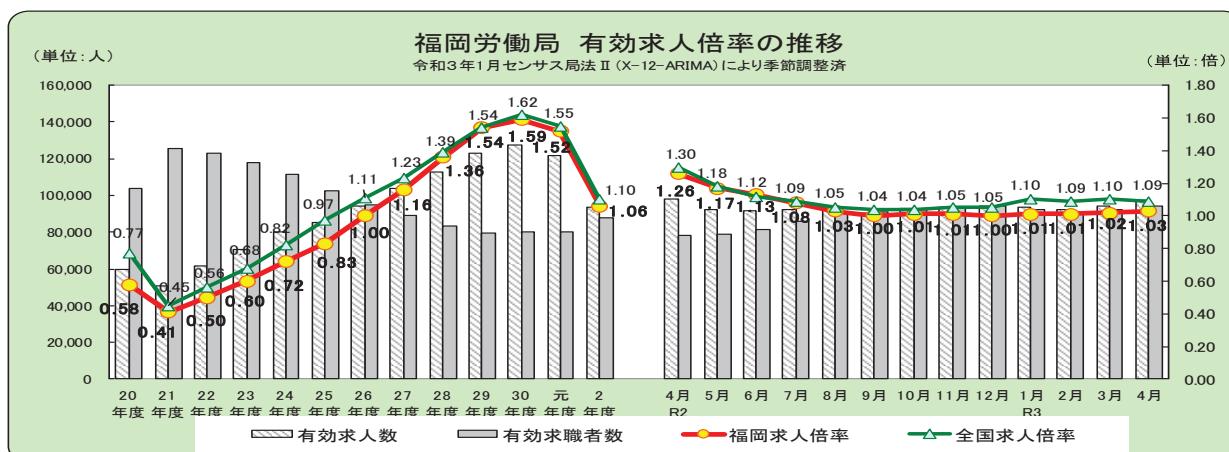
- ・新規求人倍率（季節調整値）は1.74倍で、前月を0.24ポイント下回った。

新規求人数（季節調整値）は前月に比べ7.4%減少した。

新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ5.2%増加した。

- ・新規求人数（原数值）は対前年同月比16.0%増と、2か月連続で増加した。

- ・新規求職者数（原数值）は対前年同月比15.4%増と、3か月連続で増加した。

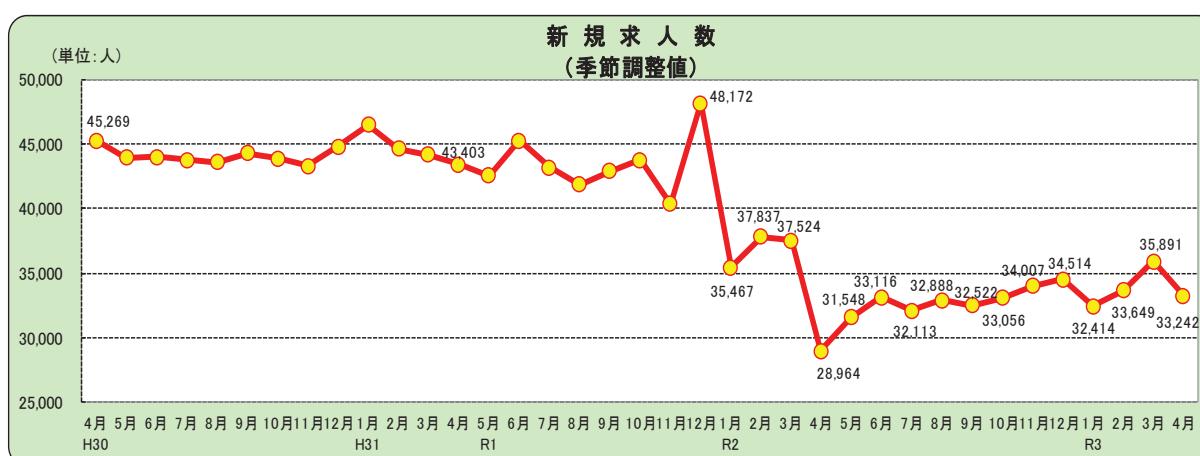
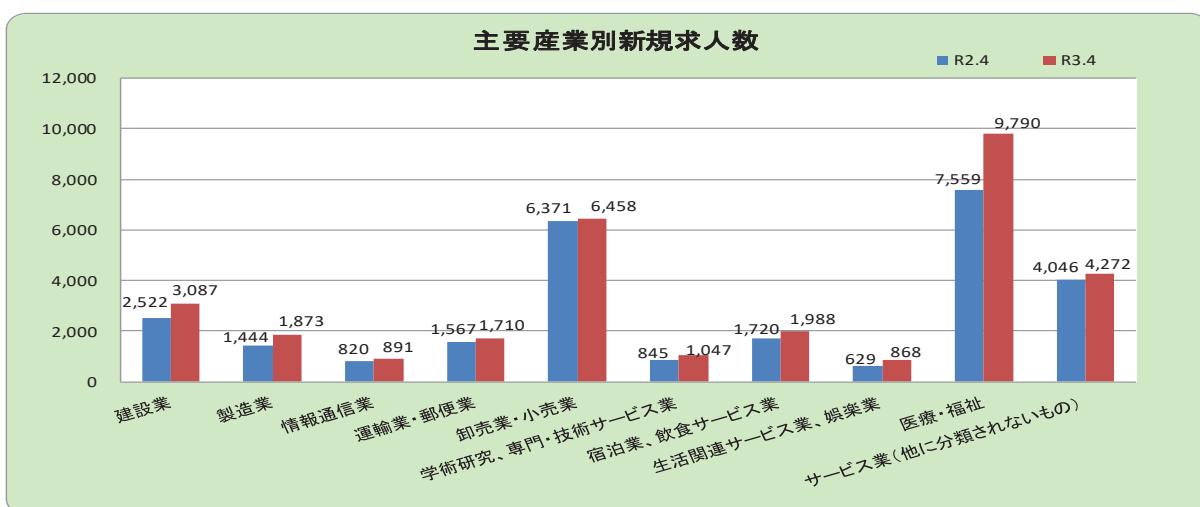


有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
--------	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

- 新規求人数は34,070人で、対前年同月比16.0%増と2か月連続で前年同月を上回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種では、建設業が4か月連続、製造業が3か月連続、情報通信業が2か月ぶり、運輸業・郵便業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が2か月連続、卸売業・小売業が18か月ぶり、不動産業・物品賃貸業が3か月ぶり、生活関連サービス業・娯楽業が5か月ぶり、減少した業種は、金融業・保険業で3か月連続となった。
- 事業所規模別（前年同月比）にみると、1,000人以上の規模で減少した。（P6）

産業別新規求人数（対前年同月比）			
○ 建設業	(22.4 %)	○ 製造業	(29.7 %)
○ 情報通信業	(8.7 %)	○ 運輸業、郵便業	(9.1 %)
○ 卸売業、小売業	(1.4 %)	○ 金融業、保険業	(▲ 21.0 %)
○ 不動産業、物品賃貸業	(25.4 %)	○ 学術研究、専門技術サービス業	(23.9 %)
○ 宿泊業、飲食サービス業	(15.6 %)	○ 生活関連サービス業、娯楽業	(38.0 %)
○ 医療、福祉	(29.5 %)	○ サービス業 (他に分類されないもの)	(5.6 %)



《参考》■新規求人数（季節調整値）の推移

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	33,242											
2年度	28,964	31,548	33,116	32,113	32,888	32,522	33,056	34,007	34,514	32,414	33,649	35,891
元年度	43,403	42,573	45,276	43,207	41,853	42,907	43,784	40,361	48,172	35,467	37,837	37,524

※新規求人を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法II(X-12-ARIMA)。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改正。

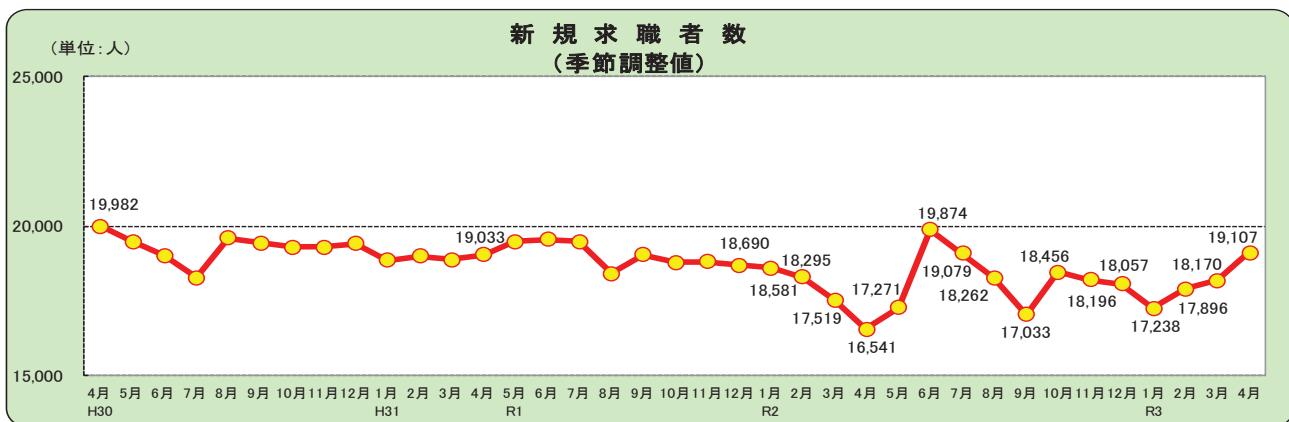
2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

- 新規求職者（パート含む）は26,442人で、対前年同月比15.4%増と、3か月連続で前年同月を上回った。
なお、男性求職者は対前年同月比7.7%増加、女性求職者は21.8%増加した。また、年齢別では、すべての年齢層で前年同月を上回った。（P7）
- 新規常用求職者（パートを除く）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比4.6%減（2か月ぶり）、うち事業主都合は同12.3%減（15か月ぶり）、自己都合は同1.6%減（2か月ぶり）となった。
在職者は同25.4%増（3か月連続）、無業者は同53.6%増（2か月連続）となった。

新規常用求職者の推移（パートを除く）

求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別										
		在職者		離職者	うち事業主都合			うち自己都合			無業者	
		前年同月比	前年同月比		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		
26年度計	199,626	▲ 6.9	57,801	▲ 0.7	123,008	▲ 8.2	33,689	▲ 13.1	83,284	▲ 6.1	18,817	▲ 15.7
27年度計	186,149	▲ 6.8	55,916	▲ 3.3	114,644	▲ 6.8	29,847	▲ 11.4	79,182	▲ 4.9	15,589	▲ 17.2
28年度計	171,342	▲ 8.0	53,711	▲ 4.0	104,249	▲ 9.1	25,745	▲ 13.7	73,526	▲ 7.1	13,382	▲ 14.2
29年度計	161,433	▲ 5.8	51,818	▲ 3.5	98,062	▲ 5.9	22,985	▲ 10.7	70,604	▲ 4.0	11,553	▲ 13.7
30年度計	155,028	▲ 4.0	48,375	▲ 6.6	96,283	▲ 1.8	23,307	1.4	68,717	▲ 2.7	10,370	▲ 10.2
元年度計	149,280	▲ 3.7	44,142	▲ 8.8	95,896	▲ 0.4	23,827	2.2	67,788	▲ 1.4	9,242	▲ 10.9
2年度計	142,836	▲ 4.3	38,412	▲ 13.0	96,042	0.2	28,699	20.4	63,312	▲ 6.6	8,382	▲ 9.3
4月	15,443	▲ 6.0	2,494	▲ 26.2	12,255	1.8	4,222	18.6	7,378	▲ 3.9	694	▲ 31.6
5月	11,499	▲ 12.2	2,364	▲ 29.7	8,576	▲ 3.8	2,850	24.3	5,392	▲ 13.0	559	▲ 31.7
6月	12,800	8.1	3,200	▲ 8.8	8,839	16.5	2,846	50.7	5,696	5.6	761	2.6
7月	11,873	▲ 6.1	3,046	▲ 17.4	8,137	▲ 0.1	2,754	39.7	5,075	▲ 13.1	690	▲ 15.1
8月	10,699	▲ 6.4	2,925	▲ 17.4	7,078	▲ 1.9	2,030	25.5	4,757	▲ 10.4	696	4.0
9月	10,878	▲ 10.6	2,880	▲ 16.9	7,318	▲ 8.0	2,194	24.2	4,848	▲ 17.8	680	▲ 8.2
10月	12,436	▲ 2.2	3,266	▲ 7.9	8,450	0.5	2,571	21.7	5,508	▲ 7.3	720	▲ 6.0
11月	9,904	▲ 6.4	2,787	▲ 16.1	6,533	▲ 1.0	1,769	8.9	4,484	▲ 5.0	584	▲ 10.7
12月	9,109	▲ 4.4	2,896	▲ 13.3	5,714	1.4	1,593	9.6	3,883	▲ 1.6	499	▲ 10.3
3年 1月	12,305	▲ 8.6	3,895	▲ 12.1	7,795	▲ 6.3	2,041	2.0	5,442	▲ 8.7	615	▲ 14.3
2月	12,260	0.3	4,352	1.9	7,208	▲ 0.3	1,860	10.6	5,030	▲ 4.1	700	▲ 3.6
3月	13,630	3.6	4,307	0.5	8,139	3.8	1,969	6.1	5,819	2.8	1,184	15.6
4月	15,888	2.9	3,127	25.4	11,695	▲ 4.6	3,704	▲ 12.3	7,259	▲ 1.6	1,066	53.6

《参考》 ■新規求職者数（季節調整値）の推移

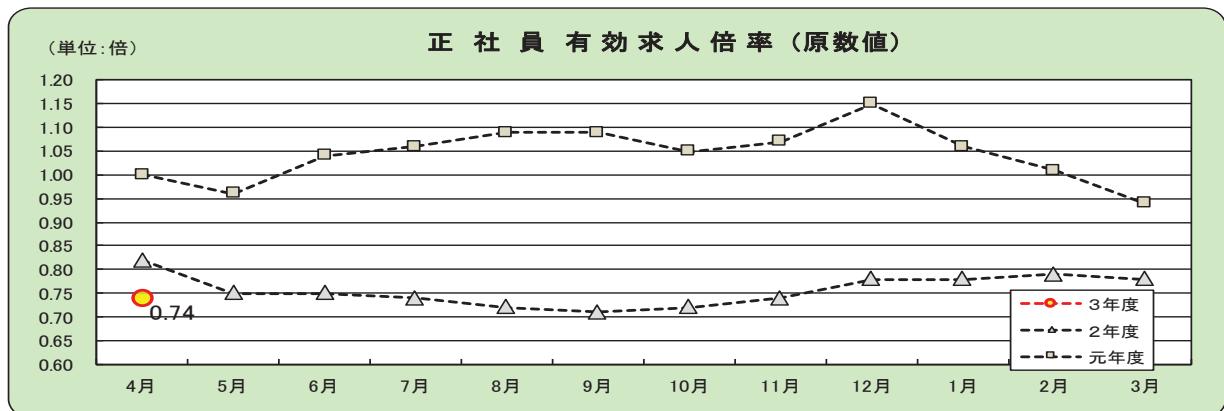


新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	19,107											
2年度	16,541	17,271	19,874	19,079	18,262	17,033	18,456	18,196	18,057	17,238	17,896	18,170
元年度	19,033	19,478	19,552	19,477	18,396	19,046	18,789	18,813	18,690	18,581	18,295	17,519

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

- 正社員有効求人倍率は0.74倍となり、前年同月を0.08ポイント下回った。



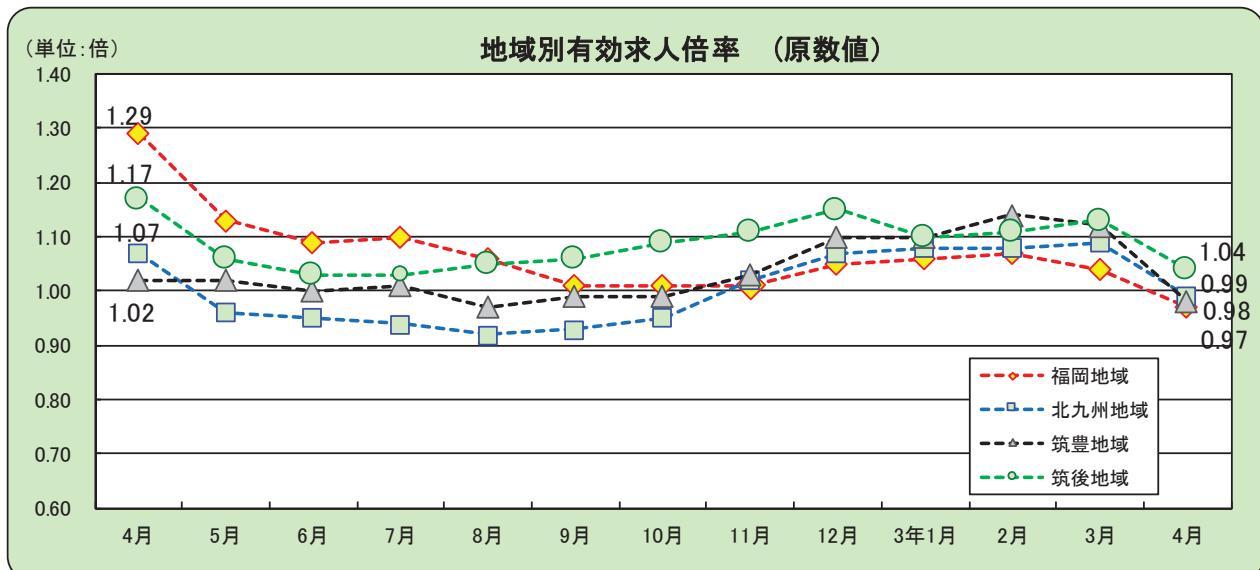
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	0.74											
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

4 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表6】

- 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は0.97倍で0.32ポイント、北九州地域は0.99倍で0.08ポイント、筑豊地域は0.98倍で0.04ポイント、筑後地域は1.04倍で0.13ポイントそれぞれ前年同月を下回った。



地域別有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月
福岡地域	1.29	1.13	1.09	1.10	1.06	1.01	1.01	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97
北九州地域	1.07	0.96	0.95	0.94	0.92	0.93	0.95	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99
筑豊地域	1.02	1.02	1.00	1.01	0.97	0.99	0.99	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98
筑後地域	1.17	1.06	1.03	1.03	1.05	1.06	1.09	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04

数値は原数値である。

表1 一般職業紹介状況

令和3年4月

		3年 4月	3年 3月	2年 4月	対前月 増減率、差 (%、ポイント)	原数值 対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	94,181 99,719	92,078 93,468	77,910 82,869	6.7	20.3	2.3
	2 新規求職申込件数 (件)	19,107 26,442	18,170 20,708	16,541 22,908	27.7	15.4	5.2
	3 月間有効求人数 (人)	97,472 98,544	94,136 100,293	98,102 99,104	-1.7	-0.6	3.5
	4 新規求人数 (人)	33,242 34,070	35,891 37,851	28,964 29,369	-10.0	16.0	-7.4
	5 就職件数 (件)	5,379	6,409	4,243	-16.1	26.8	—
	6 有効求人倍率 (季調値) (倍)	1.03	1.02	1.26	—	—	0.01
	7 新規求人倍率 (季調値) (倍)	1.74	1.98	1.75	—	—	-0.24
一 般	1 月間有効求職者数 (人)	62,860	60,579	54,816	3.8	14.7	
	2 新規求職申込件数 (件)	15,908	13,653	15,480	16.5	2.8	
	3 月間有効求人数 (人)	59,854	61,123	58,668	-2.1	2.0	
	4 新規求人数 (人)	20,579	22,827	17,852	-9.8	15.3	
	5 就職件数 (件)	3,025	3,523	2,691	-14.1	12.4	
	6 有効求人倍率 (倍)	0.95	1.01	1.07	-0.06	-0.12	
	7 新規求人倍率 (倍)	1.29	1.67	1.15	-0.38	0.14	
パ ート	1 月間有効求職者数 (人)	36,859	32,889	28,053	12.1	31.4	
	2 新規求職申込件数 (件)	10,534	7,055	7,428	49.3	41.8	
	3 月間有効求人数 (人)	38,690	39,170	40,436	-1.2	-4.3	
	4 新規求人数 (人)	13,491	15,024	11,517	-10.2	17.1	
	5 就職件数 (件)	2,354	2,886	1,552	-18.4	51.7	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.05	1.19	1.44	-0.14	-0.39	
	7 新規求人倍率 (倍)	1.28	2.13	1.55	-0.85	-0.27	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数值。

ただし「全数」1～4欄上段及び6、7欄は季節調整値。

季節調整法はセンサス局法II (X-12-ARIMA) による。(令和3年2月改定済み)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

令和3年4月

	全 数	パート除く	パートタイム	対前年増減率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
合 計	34,070	20,579	13,491	16.0	15.3	17.1
A. B 農林漁業	137	54	83	65.1	80.0	56.6
C 純業、探石業、砂利採取業 (052 石炭・亜炭鉱業)	8 0	6 0	2 0	14.3 ---	20.0 ---	0.0 ---
D 建設業 (06 総合工事業)	3,087 1,583	2,843 1,411	244 172	22.4 27.8	22.3 28.6	23.2 21.1
E 製造業	1,873	1,392	481	29.7	28.4	33.6
09 食料品製造業	428	223	205	16.9	16.1	17.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	46	33	13	-17.9	-13.2	-27.8
11 繊維工業	44	17	27	0.0	-41.4	80.0
12 木材・木製品製造業	32	28	4	190.9	211.1	100.0
13 家具・装備品製造業	51	44	7	15.9	33.3	-36.4
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	42	31	11	180.0	244.4	83.3
15 印刷・同関連業	49	39	10	58.1	95.0	-9.1
16 化学工業	70	57	13	-47.8	-44.7	-58.1
17 石油製品・石炭製品製造業	3	2	1	50.0	0.0	---
18 プラスチック製品製造業	97	72	25	42.6	30.9	92.3
19 ゴム製品製造業	14	11	3	250.0	266.7	200.0
21 窯業・土石製品製造業	117	111	6	77.3	82.0	20.0
22 鉄鋼業	65	62	3	71.1	63.2	#DIV/0!
23 非鉄金属製造業	4	4	0	33.3	33.3	---
24 金属製品製造業	285	245	40	47.7	35.4	233.3
25 はん用機械器具製造業	129	117	12	-0.8	6.4	-40.0
26 生産用機械器具製造業	83	70	13	1.2	-1.4	18.2
27 業務用機械器具製造業	20	16	4	0.0	0.0	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	33	22	11	1000.0	1000.0	1000.0
29 電気機械器具製造業	128	75	53	70.7	47.1	120.8
30 情報通信機械器具製造業	1	1	0	---	---	---
28,30 ハードウエア製造関係	34	23	11	1033.3	1050.0	1000.0
31 輸送用機械器具製造業 (311 自動車・同附属品)	103	89	14	80.7	58.9	1300.0
(313 船舶製造・修理業、舶用機関)	69	61	8	38.0	24.5	700.0
(273, 274, 275, 323 精密機械器具等)	20	19	1	1900.0	1800.0	---
(275 光学機械器具・レンズ)	20	16	4	66.7	60.0	100.0
(323 時計・同部分品)	0	0	0	---	---	---
20,32 その他の製造業	29	23	6	1350.0	1050.0	#DIV/0!
F 電気・ガス・熱供給・水道業	29	24	5	52.6	50.0	66.7
G 情報通信業 (39 情報サービス業)	891	796	95	8.7	7.7	17.3
H 運輸業、郵便業	1,710	1,373	337	9.1	8.7	10.9
I 卸売業、小売業 (50~55 卸売業) (56~61 小売業) (56 各種商品小売業)	6,458	3,082	3,376	1.4	-0.5	3.1
J 金融業、保険業	158	101	57	-21.0	-27.9	-5.0
K 不動産業、物品賃貸業 (70 物品賃貸業)	735	445	290	25.4	3.2	87.1
L 学術研究、専門・技術サービス業 (73 広告業)	1,047	721	326	23.9	22.0	28.3
M 宿泊業、飲食サービス業 (75 宿泊業) (76 飲食店)	1,988	857	1,131	15.6	11.0	19.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	868	455	413	38.0	45.8	30.3
O 教育、学習支援業	701	302	399	20.2	11.0	28.3
P 医療、福祉 (83 医療業) (85 社会保険・社会福祉・介護事業)	9,790	5,588	4,202	29.5	31.6	26.8
Q 複合サービス事業	108	45	63	-15.0	-31.8	3.3
R サービス業(他に分類されないもの)	4,272	2,420	1,852	5.6	1.5	11.4
S, T 公務・その他	210	75	135	-12.9	-5.1	-16.7

4人以下	6,303	3,585	2,718	28.6	21.4	39.5
事 5~29	17,032	10,573	6,459	16.8	18.3	14.3
業 30~99	7,118	4,342	2,776	7.7	7.8	7.6
所 100~299	2,826	1,578	1,248	15.4	20.5	9.7
規 300~499	374	274	100	6.6	11.4	-4.8
模 500~999	250	147	103	24.4	0.0	90.7
	1000人以上	167	80	87	-39.7	117.5

表3 一般求職者内訳

	3年4月	3年3月	2年4月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 26,442	※ 20,708	※ 22,908	15.4
男	11,171	8,542	10,370	7.7
女	15,260	12,155	12,531	21.8
うち受給者	6,718	6,067	10,038	-33.1
有効求職者	※ 99,719	※ 93,468	※ 82,869	20.3
男	43,618	40,718	36,916	18.2
女	56,000	52,651	45,857	22.1
うち受給者	28,689	40,131	34,168	-16.0

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	3年4月	3年3月	2年4月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	29,913	33,039	25,828	15.8
新規求職	26,362	20,651	22,794	15.7
29歳以下	5,073	4,326	4,553	11.4
30～44歳	6,818	5,952	6,137	11.1
45～54歳	4,597	4,068	4,154	10.7
55歳以上	9,874	6,305	7,950	24.2
新規求人倍率	1.13	1.60	1.13	0.00
有効求人	85,699	86,322	85,705	0.0
有効求職	99,430	93,191	82,598	20.4
29歳以下	18,606	17,363	16,354	13.8
30～44歳	28,339	27,674	24,365	16.3
45～54歳	20,291	19,881	16,607	22.2
55歳以上	32,194	28,273	25,272	27.4
有効求人倍率	0.86	0.93	1.04	-0.18

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。 (原数値)

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和3年4月

		3年4月	3年3月	2年4月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	62,766	60,490	54,717	14.7
	2 新規求職申込件数 (件)	15,888	13,630	15,443	2.9
	3 月間有効求人数 (人)	56,353	57,077	55,035	2.4
	4 新規求人数 (人)	19,475	21,399	16,825	15.8
	5 就職件数 (件)	2,886	3,382	2,592	11.3
	6 充足数 (件)	2,980	3,637	2,736	8.9
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	0.90	0.94	1.01	-0.11
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.23	1.57	1.09	0.14
	9 就職率(5/2×100) (%)	18.2	24.8	16.8	1.4
	10 充足率(6/4×100) (%)	15.3	17.0	16.3	-1.0
正社員	11 月間有効求人数 (人)	46,571	47,061	44,901	3.7
	12 新規求人数 (人)	16,212	17,275	13,639	18.9
	13 就職件数 (件)	2,346	2,646	2,110	11.2
	14 充足数 (件)	2,389	2,849	2,174	9.9
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.74	0.78	0.82	-0.08
	16 充足率(14/12×100) (%)	14.7	16.5	15.9	-1.2
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	36,664	32,701	27,881	31.5
	18 新規求職申込件数 (件)	10,474	7,021	7,351	42.5
	19 月間有効求人数 (人)	29,346	29,245	30,670	-4.3
	20 新規求人数 (人)	10,438	11,640	9,003	15.9
	21 就職件数 (件)	2,088	2,517	1,380	51.3
	22 充足数 (件)	2,233	2,609	1,495	49.4
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	0.80	0.89	1.10	-0.30
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	1.00	1.66	1.22	-0.22
	25 就職率(21/18×100) (%)	19.9	35.8	18.8	1.1
	26 充足率(22/20×100) (%)	21.4	22.4	16.6	4.8

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 就用失業情勢主要指標(福岡県)

		平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
有効求人倍率	全国	1.54 0.15	1.62 0.08	1.55 0.07	1.10 0.45	1.30 0.10	1.18 0.12	1.12 0.06	1.09 0.03	1.05 0.04	1.04 0.01	1.05 0.00	1.10 0.05	1.09 0.01	1.10 0.01	1.09 0.01	
	福岡県	1.54 0.18	1.59 0.05	1.52 0.07	1.06 0.46	1.26 0.07	1.17 0.09	1.13 0.04	1.08 0.05	1.03 0.05	1.01 0.03	1.01 0.01	1.01 0.01	1.01 0.01	1.02 0.01	1.03 0.01	
	福岡	1.70 0.21	1.75 0.05	1.67 0.08	1.08 0.59	1.29 0.36	1.13 0.40	1.10 0.51	1.06 0.57	1.01 0.66	1.01 0.71	1.05 0.68	1.06 0.72	1.07 0.84	1.04 0.64	1.07 0.57	
	北九州	1.40 0.14	1.44 0.04	1.37 0.07	1.00 0.37	1.07 0.25	0.95 0.31	0.94 0.38	0.92 0.42	0.93 0.46	0.95 0.45	1.02 0.46	1.07 0.40	1.08 0.43	1.08 0.36	1.09 0.30	
	筑豊	1.25 0.18	1.28 0.03	1.26 0.02	1.04 0.22	1.02 0.24	1.00 0.21	1.01 0.25	1.02 0.26	1.01 0.25	1.01 0.30	1.03 0.27	1.03 0.29	1.10 0.25	1.12 0.16	1.12 0.04	
	筑後	1.43 0.17	1.48 0.05	1.42 0.06	1.09 0.33	1.17 0.24	1.06 0.27	1.03 0.36	1.03 0.38	1.05 0.39	1.06 0.38	1.11 0.31	1.15 0.42	1.11 0.37	1.13 0.33	1.13 0.22	
	全国	2.29 0.21	2.42 0.13	2.35 0.09	1.90 0.07	1.91 0.45	1.81 0.43	1.71 0.43	1.70 0.20	1.70 0.20	1.73 0.01	1.84 0.13	2.11 0.14	2.11 0.20	2.11 0.16	2.12 0.04	
	福岡県	2.22 0.24	2.31 0.09	2.23 0.08	1.82 0.41	1.75 0.39	1.83 0.41	1.67 0.39	1.68 0.16	1.68 0.16	1.80 0.12	1.91 0.11	1.91 0.12	1.91 0.08	1.91 0.07	1.91 0.15	
	福岡	123,028 8.9	127,341 3.5	121,931 3.5	93,284 4.2	99,104 23.5	99,349 23.5	90,057 23.5	91,371 27.4	90,859 27.4	90,279 27.4	93,407 27.4	92,946 27.4	92,628 24.7	95,285 20.3		
	新規求人数	520,855 8.0	533,135 2.4	499,861 6.2	428,274 13.8	29,369 31.9	30,317 28.2	35,205 22.6	32,171 27.1	30,011 26.5	33,055 21.3	35,472 23.4	31,213 21.1	32,007 26.6	34,234 10.8	37,851 11.3	
有効求職者数	新規求職者数	79,813 79,988	79,988 80,140	88,133 82,869	82,869 83,352	86,533 88,940	87,357 90,533	88,940 90,533	90,533 90,533	93,293 90,689	93,293 90,689	93,407 86,504	92,946 86,216	92,628 87,842	95,285 93,468	98,544 99,719	
	新規求職者数	235,093 230,614	224,296 92,177	242,678 92,993	22,908 94,731	17,320 93,809	19,855 94,137	17,946 1.5	16,289 1.5	17,062 1.7	19,148 1.7	15,004 1.7	13,476 1.7	18,360 2.0	20,708 2.1		
	就職件数	75,852 70,952	64,443 64,443	53,164 53,164	4,243 4,243	3,546 3,19	4,755 42.1	4,670 17.1	3,918 19.4	4,366 19.0	4,862 19.9	4,260 17.2	4,014 14.6	3,607 11.3	4,514 11.8	5,379 6.5	
	雇用保険適用事業所数	91,302 3.8	92,177 1.0	92,993 0.9	94,731 1.9	93,809 1.4	94,137 1.5	94,482 1.5	94,605 1.7	94,781 1.7	94,394 1.7	94,626 1.7	94,829 2.0	95,368 2.0	95,620 2.1		
	就職件数	1,694,716 3.8	1,720,331 1.5	1,749,147 1.5	1,769,489 1.5	1,743,507 1.4	1,762,527 1.4	1,774,252 1.4	1,774,064 1.3	1,773,619 1.3	1,770,820 1.3	1,776,283 1.3	1,770,788 1.3	1,770,459 1.3	1,763,528 1.1		
資格取得者数	資格取得者数	384,023 1.9	377,389 ▲ 1.7	378,074 0.2	344,650 ▲ 8.8	51,238 ▲ 2.0	45,761 ▲ 10.9	34,109 5.3	22,678 ▲ 20.5	23,560 ▲ 17.4	22,415 ▲ 12.1	22,646 ▲ 18.3	21,595 ▲ 8.5	22,300 ▲ 5.9	26,039 ▲ 7.4	49,843 ▲ 0.1	
	資格喪失者数	342,213 4.6	354,057 3.5	353,251 ▲ 0.2	330,242 ▲ 6.5	60,754 4.2	28,355 ▲ 6.8	24,844 ▲ 2.5	25,791 ▲ 7.9	23,029 ▲ 17.8	28,772 ▲ 12.1	19,181 ▲ 12.4	21,804 ▲ 7.2	21,136 ▲ 8.7	26,269 ▲ 7.2	56,379 ▲ 7.2	
	受給者実人員(一般)	19,008 ▲ 5.8	19,162 0.8	19,517 1.9	22,673 16.2	17,099 ▲ 4.9	18,903 17.8	23,680 15.3	24,917 24.3	26,537 23.4	25,468 23.6	23,182 21.0	21,980 14.0	20,982 14.9	21,100 22.5	21,898 24.2	21,320 24.7
	完全失業率(全国)	2.7	2.4	2.3	2.9	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	2.9	2.9	2.6	※
	九州ブロック(福岡県)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1(※)	3.1(※)	

(注)1. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(令和3年2月改定)。完全失業率(全国)は季節調整値。(※)は公表翌月に記載。

2. は、前年同月比。

3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。

4. 年度計の有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。

5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

九州・沖縄地域の雇用失業情勢 (令和3年4月分)

○有効求人倍率（季節調整値）は1.08倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

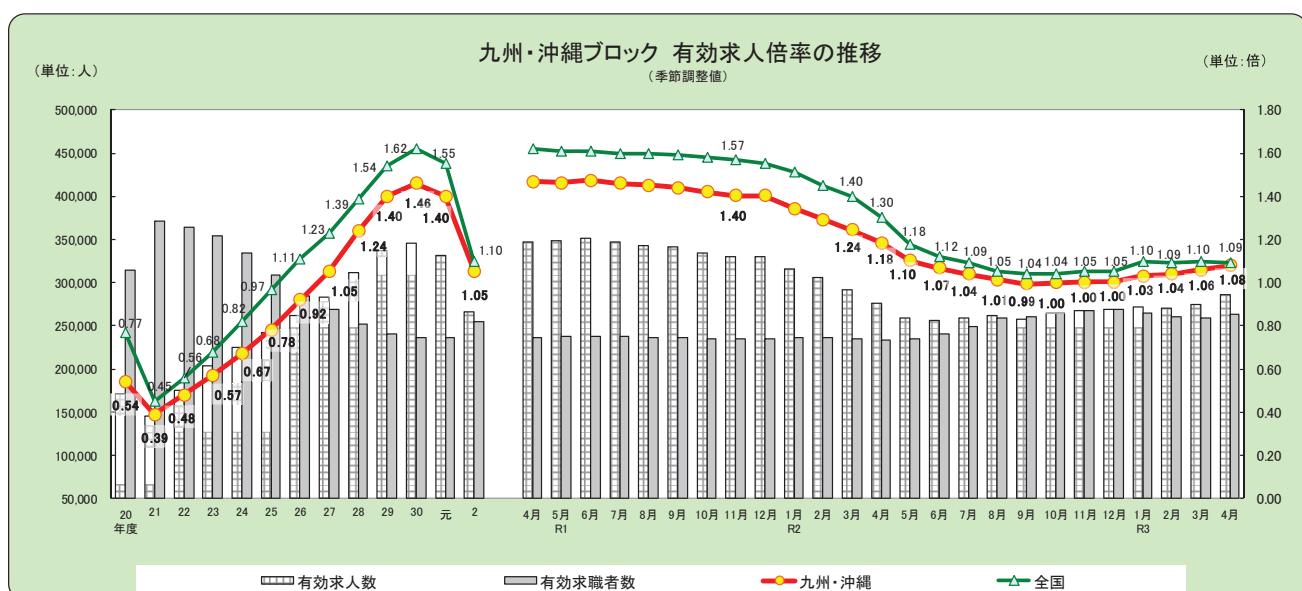
- ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ3.8%増と2か月連続で増加した。
- ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ1.6%増と4か月ぶりに増加した。

○新規求人倍率（季節調整値）は1.76倍となり、前月を0.13ポイント下回った。

- ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ3.5%減と2か月ぶりに減少した。
- ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ4.2%増と4か月連続で増加した。

○新規求人数（原数值）は、前年同月に比べ16.9%増加した。

○新規求職者数（原数值）は、前年同月に比べ8.1%増加した。



■九州・沖縄ブロック

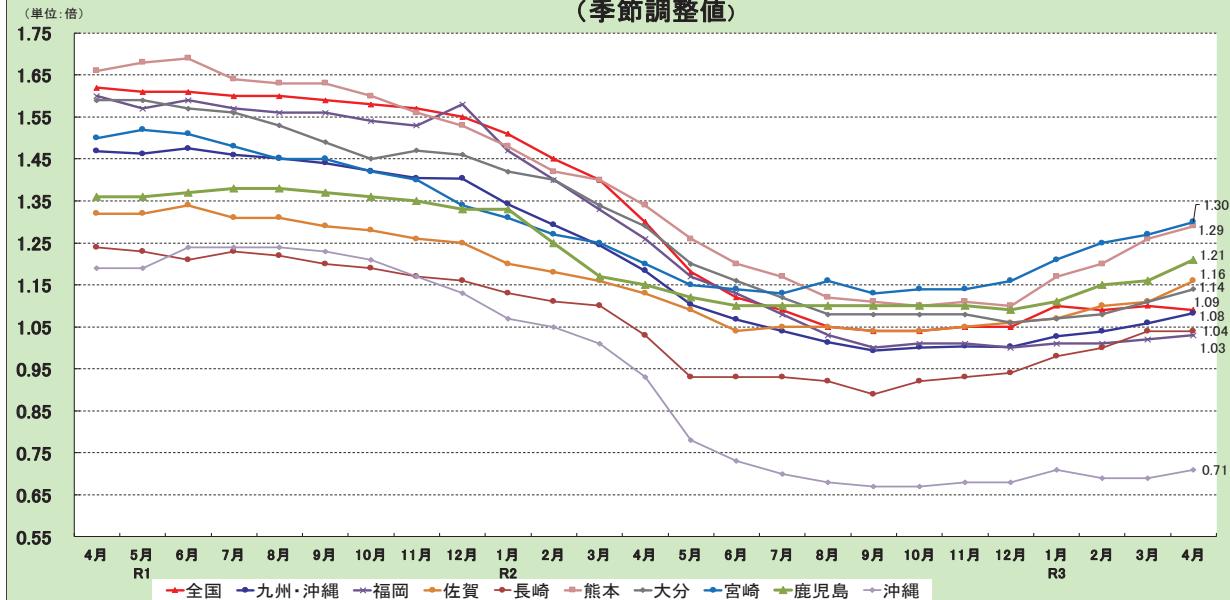
有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	1.08											
令和2年度	1.18	1.10	1.07	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.48	1.46	1.45	1.44	1.42	1.40	1.40	1.34	1.29	1.24
平成30年度	1.44	1.46	1.49	1.50	1.49	1.48	1.46	1.45	1.44	1.45	1.45	1.45

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	285,640											
令和2年度	276,110	259,334	256,638	259,268	262,157	258,378	264,372	268,253	269,546	272,148	270,615	275,078
令和元年度	347,437	348,490	350,783	347,838	343,286	341,317	333,806	330,119	330,216	316,543	306,497	291,827
平成30年度	344,231	348,933	351,933	349,151	348,032	345,720	343,073	340,236	341,421	343,398	343,038	343,161

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	263,791											
令和2年度	233,281	235,078	240,412	249,260	258,729	260,104	264,195	267,174	268,962	264,960	260,314	259,662
令和元年度	236,586	238,279	237,774	238,286	236,512	236,937	234,910	235,111	235,249	235,728	236,997	234,433
平成30年度	238,773	239,538	235,468	233,505	234,106	234,190	234,954	234,450	236,590	237,064	237,043	237,044

※数値は季節調整値。令和2年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

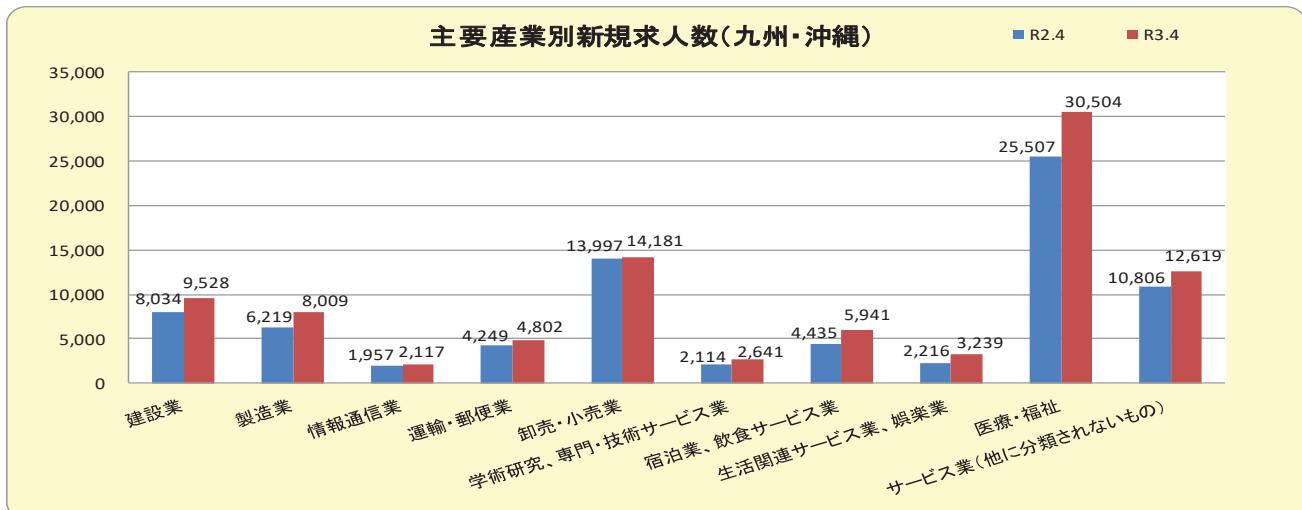
九州・沖縄八県の有効求人倍率の推移 (季節調整値)



	R2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	前月差
全国	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.04	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	▲ 0.01
九州・沖縄	1.18	1.10	1.07	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06	1.08	0.02
福岡	1.26	1.17	1.13	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	0.01
佐賀	1.13	1.04	1.04	1.05	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06	1.07	1.10	1.11	1.16	0.05
長崎	1.03	0.93	0.93	0.93	0.92	0.89	0.92	0.93	0.94	0.98	1.00	1.04	1.04	0.00
熊本	1.34	1.26	1.20	1.17	1.12	1.11	1.10	1.11	1.10	1.17	1.20	1.26	1.29	0.03
大分	1.29	1.20	1.16	1.12	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.08	1.11	1.14	0.03
宮崎	1.20	1.15	1.14	1.13	1.16	1.13	1.14	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	0.03
鹿児島	1.15	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21	0.05
沖縄	0.93	0.78	0.73	0.70	0.68	0.67	0.67	0.68	0.68	0.71	0.69	0.69	0.71	0.02

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	(18.6 %)	製造業	(28.8 %)
情報通信業	(8.2 %)	運輸・郵便業	(13.0 %)
卸売・小売業	(1.3 %)	金融・保険業	(5.9 %)
不動産業	(29.0 %)	学術研究・専門・技術サービス業	(24.9 %)
宿泊業、飲食サービス業	(34.0 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(46.2 %)
医療・福祉	(19.6 %)	サービス業(他に分類されないもの)	(16.8 %)



九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和3年4月

項目		単位	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
1 新規求職者数 季節調整値	人	26,442	15.4	4,649 ▲ 0.3	7,921	9.7	8,314	0.8	6,183	8.0	6,235	0.0
2 新規求人數 季節調整値	人	19,107	5.2	3,342 0.2	5,900	9.1	5,894	4.0	4,544	2.6	4,514	6.3
3 有効求職者数 季節調整値	人	34,070	16.0	6,150 20.2	9,030	24.9	12,491	14.1	7,882	8.6	9,371	14.8
4 有効求人數 季節調整値	人	33,242 ▲ 7.4	6,317	2.5	9,635	8.4	11,565 ▲ 9.7	7,674	0.9	9,276	4.5	14,587
5 就職者数 季節調整値	人	99,719	20.3	16,284	6.4	25,564	7.2	29,994	7.9	21,381	13.1	21,404
6 紹介件数	件	94,181	2.3	15,168	1.0	23,701	5.2	27,752	0.2	19,814	1.4	20,154
7 新規求人倍率 季節調整値	倍	1.29	0.01	1.32 0.22	1.14	0.14	1.50	0.17	1.27	0.00	1.50	0.26
8 有効求人倍率 季節調整値	倍	1.74 ▲ 0.24	1.89	0.04	1.63 ▲ 0.01	1.96	▲ 0.30	1.69	▲ 0.03	2.05 ▲ 0.04	2.00	▲ 0.07
9 雇用保険被保険者数	千人	1,03	0.01	1.16	0.05	1.04	0.00	1.29	0.03	1.14	0.03	1.30
10 雇用保険受給者実人員	人	21,320	24.7	2,828	14.1	5,220	14.0	6,832	15.6	5,080	30.7	4,223

(注) 1 1~8は新規学卒のぞき、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分(高年齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・△)、ただし季節調整値(は前月比(%・△))。

報道関係者 各位

令和3年5月28日

【照会先】

労働基準部 安全課

課長 奥薗 雅典

課長補佐 尾崎 俊明

電話：092(411)4865(直通)

令和3年度全国安全週間の実施について

～持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場～

厚生労働省では、7月1日からの1週間、「全国安全週間」を実施します。

また、全国安全週間の準備期間を6月の1か月間とします。

今回で94回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高めることを目的としています。

労働災害発生状況と福岡労働局における実施事項などは次のとおりです。

1 福岡県における労働災害発生状況の概要（別添1）

(1) 令和2年(確定値)は、死傷災害が平成11年(1999年)以降では最多

死者数は34人（前年比11人増）

休業4日以上の死傷者数は5,906人（前年比525人・9.8%増）

(2) 令和3年(4月末現在の速報値)は、前年に引き続き増加傾向が続く

死者数は3人（前年同期比1人減）

死傷災害は1,766人（前年同期比528人・42.6%増）

2 福岡労働局における実施事項

(1) 管内の労働基準監督署において、事業場に対して、安全衛生週間と準備期間の取組事項などについてオンライン形式による説明会を実施します。

各地区の開催要領は、福岡労働局のホームページに順次掲載します。

(2) 福岡労働局長による建設現場パトロール

7月2日（金）に実施予定として準備を進めておりますが、実施する場合は、改めてお知らせします。

3 各事業場が取り組むに当たって特に留意していただきたい事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

「マスク着用」、「手指消毒」、「3つの密を避けること」に十分留意して取り組んでください。

(2) 熱中症の予防対策(別添2)

熱中症は、

気温が上がり始める5月下旬から発生

湿度が高くなる6月下旬に増加

7月に暑さが増すと救急搬送が急増

福岡県では昨年1人の方が亡くなっています。

熱中症予防の

ポータルサイトはこちら <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

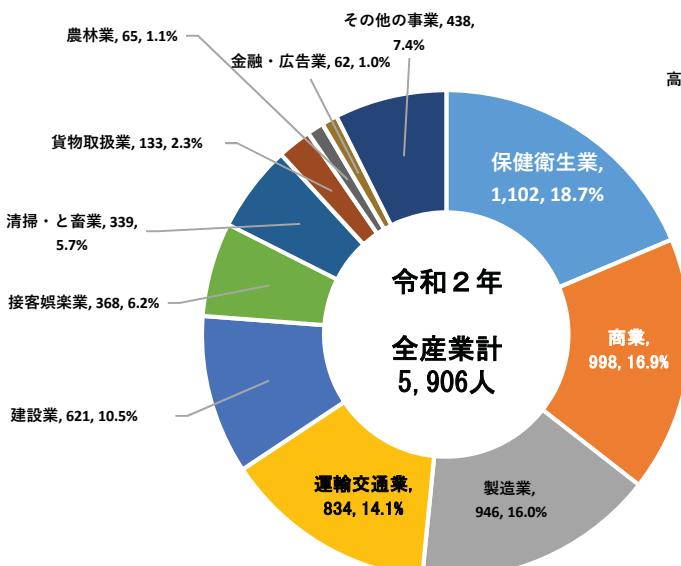
※ 令和3年度全国安全週間実施要綱は別添3のとおりです。

福岡労働局 令和2年労働災害発生状況（確定値）

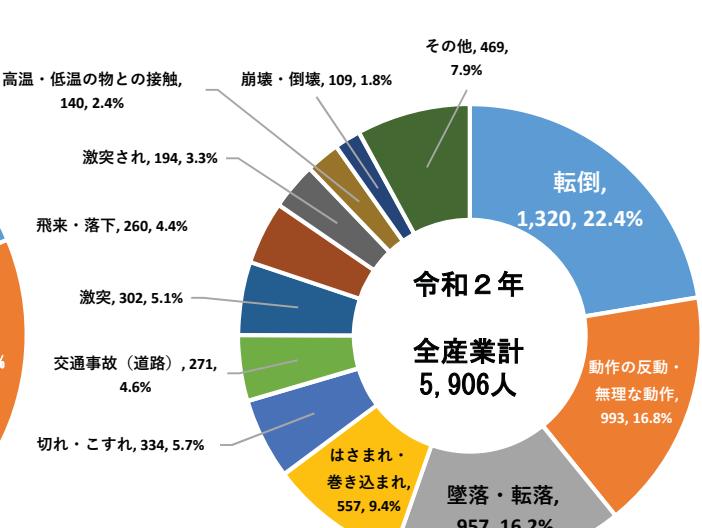
労働災害発生状況の推移(平成21年～令和2年)



業種別労働災害発生状況

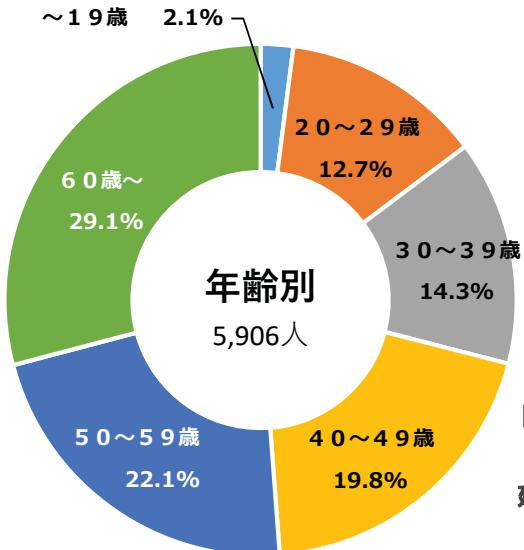


事故の型別労働災害発生状況

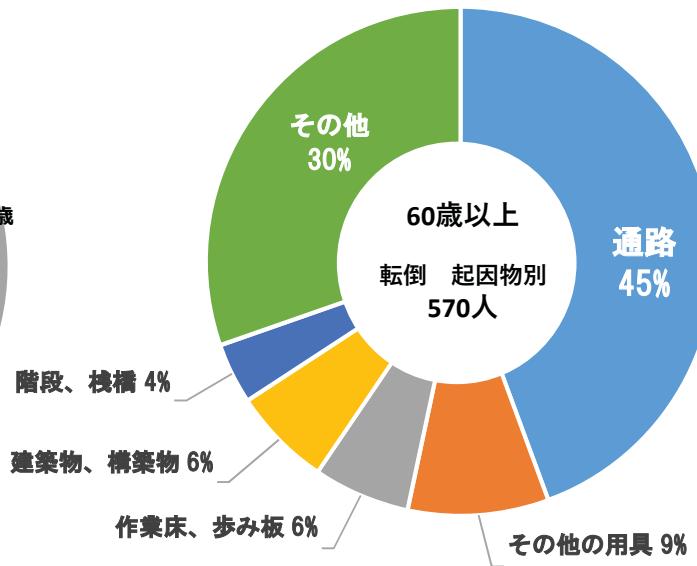


福岡労働局 令和2年労働災害発生状況（確定値）

年齢別労働災害発生状況

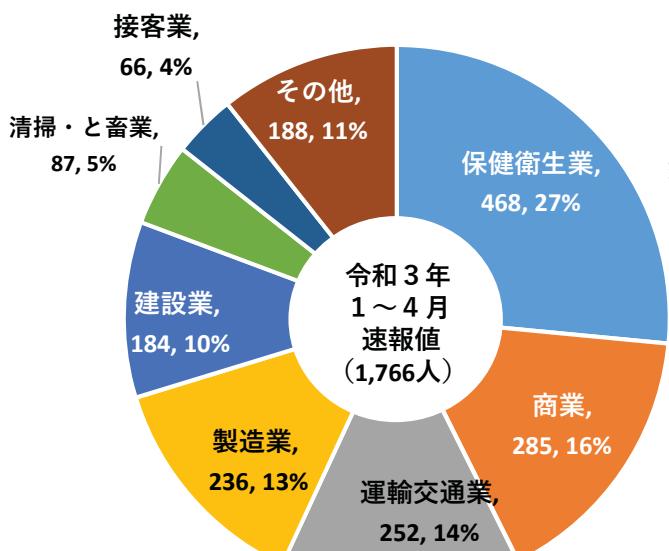


60歳以上転倒・構造物別労働災害発生状況

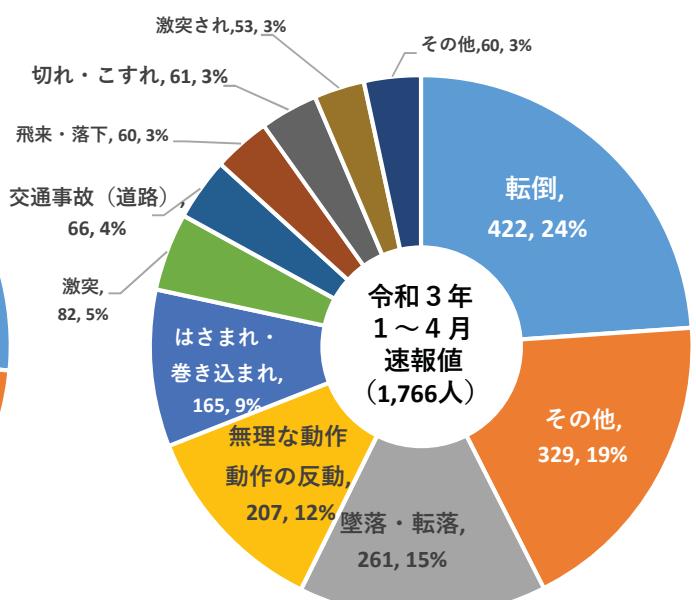


福岡労働局 令和3年労働災害発生状況（4月末速報値）

死傷病者数



事故の型別死傷病者数



STOP! 热中症

令和3年5月～9月



クールワークキャンペーン

— 热中症予防対策の徹底を図りましょう —



職場における热中症で亡くなる人は、平成23年から令和2年までの10年間、全国で200人以上にのぼり、毎年400人以上が4日以上仕事を休んでいます。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間令和3年4月、重点取組期間令和3年7月）



「热中症」とは高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した傷病で、重篤な場合死に至る恐ろしい傷病です。

福岡県下の热中症の発生状況の推移（平成23年～令和2年）

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年(元年)	2年
20 (1)	17 (1)	35 (1)	9	13 (1)	30 (2)	42	64	30 (1)	27 (1)

熱中症による休業4日以上の死傷者数（人）の推移 ※（）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

热中症を防ぐには、まず自分の体調を良く把握することはもちろんのこと、働く環境がどういう状態なのかを把握する必要があり、その環境に順化することが重要です。

環境の把握に有効な手段が暑さ指数（WBGT値）の活用です。

WBGT値を計算するのは大変ですが、WBGT測定器を使うと簡単に暑さ指数を計測できます。

WBGT測定器を活用して
热中症を予防しましょう！



測定器は（JIS B 7922）に適合
したものを作成しましょう。

※WBGT値は毎日環境省が、

「環境省热中症予防情報サイト」の中で（WBGT）暑さ指数を公表しています。

詳しくは、<http://www.wbgt.env.go.jp/> を参照ください。

※WBGT値はあくまで働く環境の状態を示すものです、労働者自身の体調は热中症の発症に大きくかかわってきます。

深酒や睡眠不足を避け、体調不良の時は躊躇せず、上司や同僚に報告しておきましょう。

異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

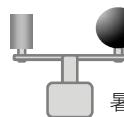


キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置			休憩！
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備			
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など			
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。		
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。		
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。		
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。		
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようになります。		
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。		

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

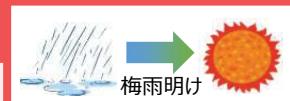
- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**



令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開してきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 繼続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別のお安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（S T O P ! 転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) W B G T 値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働局長定例記者会見
配付資料



新型コロナウイルス感染症に関わる 福岡の働く人と企業への主な支援の取組み (令和3年5月時点)

令和3年5月28日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策① 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症に伴う特例)

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小
- ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った

●5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に特例措置を設けます。

○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
(※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとします)
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

事業主に雇用された雇用被保険者に対する休業手当などが「雇用調整助成金」の助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます)

○助成額 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 助成率 (1人1日あたり13,500円(15,000円)(※1)(※2)) が上限
(～4月末) 1人1日あたり15,000円が上限)

※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施。

○助成率

	中小企業		大企業	
	～4月末	5月・6月	～4月末	5月・6月
原則的な措置	4/5(10/10)	4/5(9/10)	2/3(3/4)	2/3(3/4)
業況特例(※1)	—	4/5(10/10)	4/5(10/10)	4/5(10/10)
地域特例(※2)	—	4/5(10/10)	4/5(10/10)	4/5(10/10)

（注）括弧書きの助成率(は解雇等を行わない場合)

(※1)生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主。
(※2)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿つた要請を受けて同法施行令第11条に定める営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)。
5月・6月：緊急事態措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿つた要請を受けて同法施行令第11条に定める営業時間の短縮等に協力する事業主。

○支給限度日数

本助成金の支給限度日数(は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和3年6月30日まで)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます)。

雇用確保の支援策②

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

こんなとき

・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた

対象者	中小企業の労働者 ②大企業のシフト労働者等（※1） のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができる労働者 (※1) 労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣） ※雇用保険被保険者でも対象	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた
対象期間	上述①の労働者 令和2年4月1日から 令和3年6月30日 まで 上述②の労働者 (1) 令和2年4月1日から6月30日まで (2) 令和3年1月8日から 6月30日 まで	
支援金額の算定方法	休業前の1日当たりの平均賃金×80%（※2）×（各月の歴日数－就労日等） (※2) 上述②の労働者のうち令和2年4月1日から6月30までの休業については60% 1日当たりの支給額 11,000円が上限、 令和3年5月・6月は9,900円 （※3）が上限 (※3) 地域特例：上限11,000円（福岡県対象） 緊急事態宣言が発令された対象地域及びまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等によるもの	
手続内容 その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請 (労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能) ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認認証書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の説明書及びその内容が確認できる書類。 ③お問い合わせ先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276（月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15）	

詳しくは

福岡労働局

検索

雇用確保の支援策③ 産業雇用安定助成金

こんなとき

福岡労働局 検索

支援策

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小し労働者を出向させ雇用を維持した（出向元）
- ・上述の労働者の出向を受け入れた（出向先）

出向元事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

※出向の要件

- ・出向期間終了後は元の事業所に戻つて働くこと
- ・出向元と出向先が、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・玉突き雇用・出向を行つていないこと（出向元が他から出向を受け入れ、当該出向受け入れにおいて、他の事業主が助成金を受けていないこと等）

出向運営経費

出向元および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部**

出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品など、**出向に要する初期経費の一部**

出向運営経費（上限額：12,000円／日）

出向元が労働者の解雇などを行つていなければ、**中小企業9/10 中小企業以外3/4**
出向元が労働者の解雇などを行つている場合 **中小企業4/5 中小企業以外2/3**

出向初期経費（出向元・出向先共通）

助成額：**各10万円／1人当たり（定額）**

加算額（※）：**各5万円／1人当たり（定額）**
※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行つもの。

※現行の雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合はいざれか一方の助成金のみが申請可能。

詳しくは

働く人への主な支援策①

こななとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響等で離職、休業、シフトが減少した。今後のステップアップのため、職業訓練を受講したい	<ul style="list-style-type: none">各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あつせん等をワントップで実施する「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置。「公共職業訓練」（離職者訓練） 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。「求職者支援訓練」 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。	<ul style="list-style-type: none">● 公共職業訓練練 ● 求職者支援訓練 <p>【問合せ先】 都道府県労働局 ハローワーク</p>  <p>※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。</p>

福岡労働局	検索
詳しくは	

働く人への主な支援策②

こんなとき		支援策	制度・窓口など
<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに対する不安を感じている*企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	<p>妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならぬる</p> <p>※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和4年1月31日まで</p>	<p>母性健康管理措置 【問合せ先】 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:092-411-4894</p> <p>午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>	
労災保険給付	職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など	
	<p>業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は<u>労災保険給付</u>の対象となります</p> <p>【対象となるのは】</p> <ul style="list-style-type: none">・感染経路が業務によることが明らかな場合・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 <p>（※）例1　複数の感染者が確認された労働環境下での業務 （※）例2　顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務</p> <p>・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象。</p> <p>詳しくは厚生労働省HPのQ&A (項目「5労災補償」)をご覧ください▶</p>	<p>労災保険給付</p> <ul style="list-style-type: none">・療養補償給付・休業補償給付・遺族補償給付 <p>【問合せ先】 都道府県労働局 労働基準監督署</p>  	

企業への主な支援策①（助成金）

こんなとき

- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた

令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備
 - ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知
 - ③当該休暇を合計して20日以上取得させた
- 対象労働者1人当たり：28.5万円※1事業所当たり5人まで

※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金「**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金**」（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています。

窓口など

支援策

両立支援等助成金
(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

【問合せ先】

都道府県労働局

TEL:[092-411-4717](tel:092-411-4717)

午前8時30分～午後5時15分
(土、日、祝日、年末年始を除く)

両立支援等助成金
(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)

【問合せ先】

都道府県労働局

TEL:[092-411-4717](tel:092-411-4717)

午前8時30分～午後5時15分
(土、日、祝日、年末年始を除く)

詳しくは

福岡労働局



検索

企業への主な支援策②（助成金）

こんなとき

・新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもたちの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた

支援策

①次のどちらも実施されていること。

- (1) 小学校等が臨時休業等(こなり)、それに伴い子どもたちの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化。
- (2) 小学校等が臨時休校等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知
 - ・テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度等
 - ②労働者1人につき、①の(1)に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

●1人あたり5万円：1事業主につき10人まで（上限50万円）

・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用

制度・窓口など

両立支援等助成金
(育児休業等支援コース
「新型コロナウイルス感染症対応特例」)

[問合せ先]
都道府県労働局
雇用環境・均等部
TEL:092-411-4717

午前8時30分～午後5時15分
(土、日、祝日、年末年始を除く)

トライアル雇用助成金
(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)

[問合せ先]
都道府県労働局
ハローワーク



支給額 (月額)	最大4万円 (最長3か月)	最大2.5万円 (最長3か月)
本人の希望	常用雇用 (所定労働時間週30時間 以上)	短時間労働 (所定労働時間週20時間 以上30時間未満)

事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

企業への主な支援策③（その他）

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています。 ●「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に様々な情報提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。 ●人材確保等支援助成金（テレワークコース） 良質なテレワークを新規導入し実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。 ※助成金の支給には各種要件があります。 詳細はお問合せください。 	<p>テレワーク相談センター TEL:0120-861009 午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日を除く) テレワーク総合ポータルサイト</p>  <p>人材確保等支援助成金 (テレワークコース) 福岡労働局 雇用環境・均等部 TEL:092-411-4717 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となつた場合	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係る収入に相当の減少があつた場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることが出来る。 すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあり。 (詳しくは相談を) ※延滞金が免除 ※財産の差押えや換価が猶予 	<p>労働保険料の納付の猶予制度 【問合せ先】 福岡労働局 労働保険徴収課 TEL:092-434-9832 労働基準監督署 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	<ul style="list-style-type: none"> 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能 	<p>「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」 厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード</p>

新型コロナウィルス感染症による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 (解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等)	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764 (直通)
○雇用調整助成金に関する相談	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署 4階	092(761)5600 (直通)
○雇用調整助成金に係る相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スマッシュセンタービル2階	092(402)0537 (直通)
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎 1階	093(616)0860 (直通)
○派遣労働者に関する相談	【相談・申請受付】 【相談】ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所 3階	092(712)8609 (代表)
○母性健康管理措置等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル 12階	092(714)1556 (直通)
○学校休業等に対する相談	北九州新卒応援ハローワーク (小倉) 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 2F	093(512)0304 (直通)
○職場における感染拡大防止に係る相談	北九州新卒応援ハローワーク (八幡) 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690 (直通)
○母性健康管理措置等に係る相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 1階	092(434)9711 (直通)
○学校休業等に対する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	092(411)4894 (直通)
○職場における感染拡大防止に係る相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	092(411)4798 (直通)